

八王子市多文化共生推進評議会開催要綱

（主旨）

第1条 八王子市多文化共生推進プラン（以下「プラン」という。）の推進にあたり、八王子市多文化共生推進評議会（以下「評議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

第2条 評議会において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- （1） プランの進捗状況を確認し、評価や見直しによりプランを着実に推進していくため、必要な事項
- （2） 市の多文化共生推進施策に関し、必要な事項
- （3） 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

（評議員）

第3条 評議会は、別表に掲げる者から市長が参加を依頼する。

2 市長は、評議員が欠けたときに、後任の評議員の参加を依頼することができる。

（座長）

第4条 評議会に、評議会を進行する座長を置く。

2 座長は、評議員の互選により選任する。

（評議員の参加の期間）

第5条 評議員に参加を依頼する期間は、最初の依頼から2年後の年度末とする。ただし、評議員が欠けた場合における補欠の評議員の参加の期間は、前の評議員の残りの参加の期間とする。

（意見聴取等）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、評議員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

（評議会の開催期間）

第7条 評議会の開催期間は、平成35年度までとする。

（庶務）

第8条 評議会の庶務は、市民活動推進部多文化共生推進課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区分	選出理由等	人数
学識経験者	専門的立場から学識経験者の意見を求めるため	1 名以内
町会自治会連合会	地域のコミュニティに携わる立場から意見を求めるため	1 名以内
八王子商工会議所	外国人の就労・労働に携わる立場から意見を求めるため	1 名以内
八王子国際協会	外国人支援に携わる立場から意見を求めるため	1 名以内
外国人市民	外国人市民の立場から意見を求めるため	1 名以内
前八王子市多文化共生 推進評議会委員	プラン策定並びに進行管理に係った委員の立場から意見を求めるため	4 名以内
公募による市民	広く市民の立場から意見を求めるため	1 名以内